

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.49

アフリカ全般 – アフリカにおける特許取得

南アフリカの法律関連の刊行物 *Without Prejudice* が面白い問題を取り上げている。自分の発明を自分の手で実施できるという確信がない場合、発明の特許を得ることにどんな意味があるか？という問題である。この記事はアフリカを主眼としており、アフリカの特定の国々、特に特許法制が貧弱である国や司法の経験が浅い国では特許の実施が困難な場合があるという事情を認めているようだ。

この記事の示唆するところでは、アフリカにおける特許の取得には権利行使可能性以外の理由がいくつかあるという。例えば次のような理由である。

ロイヤルティと為替管理。アフリカの多くの国が、厳しい為替管理規則を定めている。特許を取得していることで実施許諾の対象となる技術の独創性が証明されるため、外国企業が現地企業に課す高額なロイヤルティが正当化される、と記事は示唆している。

入札プロセス。アフリカの一部の国では、競争入札のプロセスを経なくても、その国の特許に基づいて政府との契約を獲得できることがある。

競争法上の責任。特許によって一定の範囲で競争法の回避が提供されることがある、と記事は主張している。その一例を挙げれば、競業者に対する抱き合わせ販売は反競争的な行為と見なされる恐れがあるが、特許技術が関与している場合はそうではない。同様に、競業者が技術にアクセスするのを拒否することは、特許が存在する場合には反競争的な行為とは見なされないだろう。

税法上の利益。例えば南アフリカなどは、国内の研究開発 (R&D) に対して税法上の優遇措置を提供しており、その際の R&D の評価は、特許によってなされる。

ケニア – 模倣取締法

原告の請求の中には興味深いものがいくつかある。原告は自らの製品のサンプルをケニア基準局(Kenya Bureau of Standards)に提出しており、基準局は当該製品が関連の規格要件を満たしていることを証明していた。従って差押えされた商品は模倣品ではあり得ない、と原告は主張した。当然のことながら、裁判官は原告の主張は本件とは無関係であるとの判断を示した。製品規格と模倣とは全く別の問題だからである。規格を満たしていないが模倣品ではない製品もあるだろうし、模倣品であっても規格以上の品質の製品もあるだろう、と裁判官は述べている。ブランド権利者は侵害を主張する自らの商標を登録していなかった、と原告はさらに主張した。しかし、裁判官はこの主張をも退けた。模倣取締法の定義によれば、模倣とは、「知的財産権」の権利者としての権限がないのに商品を製造販売することである。ケニアの法は、未登録商標の権利者がパッシングオフ(詐称通用)に関する法に基づいて権利行使を求める訴訟を提起することを認めており、この権利は知的財産権であると裁判官は述べている。

原告の最後の請求は、「公正行政訴訟法」(Fair Administrative Action Act)と呼ばれる法律に基づくものであり、問題の強制捜査が悪意を含んでいるという主張に沿ったものであったが、

この主張もまた却下された。これについて裁判官は、強制捜査先および商品差押えの決定が「恣意的又は気まぐれに」なされたことを示す証拠は一切存在しない、と述べている。

裁判官の結論は、司法審査を求める根拠が存在しないというものであった。この判決はブランド権利者にとっては朗報である。

ケニア — 暫定的差止命令 (会社法と商標法が重なり合う領域)

暫定的差止命令の取得に関わる争点について考察した興味深い判決が示された。暫定的差止命令とは、別の言い方をすれば緊急な事情がある場合に求められる差止命令であり、訴訟全体が終了する時点までの期間に限って適用されるものである。この判決は、会社法と商標法が重なり合う領域についても考察している。

この判決が示された **Thima Coffee Machinery Limited v Gulf Africa Machinery Kenya Limited 30 October 2019** の事案には、訴訟が最終的に結着するまでの期間につき暫定的差止命令を求める申立に関係していた。原告は、各種の農業用の機械設備、ツールおよび機器の販売、賃貸、一時貸出しおよび修理の事業に関して自らが自社商標 **Thima** をずっと使用してきたことを主張した。原告の主張によれば、同社は何十年も前から **Thima Coffee Machinery Service** という名称を営業名として登録しており、その後で社名として登録していた。自社は 23 年もの期間にわたって前記の名称 (およびロゴ) によって営業上の信用と評判を獲得してきた、と原告は主張している。原告が提訴した理由は、被告が原告と同様の活動に関わる事業について現在 **Thima** の名称 (および実によく似たロゴ) を使用しており、しかも当該名称を商標として実際に登録したことであった。

暫定的差止命令という争点に対処するにあたり、裁判所は過去の判例を引用したが、その判例を示した裁判所は東アフリカにおける法は以下のようなものであると述べていた。「第一に、原告は、自らが提起した訴訟が勝訴の蓋然性を伴う一応有利な事件であることを証明しなければならない。第二に、通常、差止命令がなければ原告が回復不能な損害を被る恐れがあり、その損害は金銭的損害賠償によって十分に補償しえないと思われる状況でない限り、暫定的差止命令が認められることはない。第三に、裁判所が疑義を抱いている場合、比較考量に基づいて申立を判断することになる。」

裁判所はさらに続けて、論議の余地のある事件が存在することを示すだけでは十分ではないと述べている。「証拠は、権利の侵害と、事実審理に基づき原告が勝訴する蓋然性を証明するものでなければならない。この要求水準は、明らかに論議の余地のある事件の立証よりも高い。」

裁判所は事実関係に法を適用しつつ、営業名として (後には社名として) **Thima** という名称を登録したのは原告が最初であると述べた。また、その名称の下で商品をブランド化したのも原告が最初である。それゆえ、原告がその名称に合法的な権利を有していることは明らかであり、従って本件は原告にとって一応有利な事件である。「係争中の商号を 20 年以上にわたって使用してきた原告は、営業上の信用を考慮すれば、本件においてより大きな利害関係を有している……原告が求める暫定的差止命令が認められない場合、原告が長年かけて自らの事業に注いできた投資が回復不能なまでに損なわれる恐れがある。」。このような理由から、裁判所は、被告が問題の名称又は混同を惹起する程度にそれに類似した名称の下で商品を販売することを禁じる暫定的差止命令を発行した。

裁判官が (会社法に基づき登録される) 社名と (商標法に基づき登録される) 商標との関係にも着目していることは指摘に値する。裁判官は、「2つの行為により提供される利権の競合」と「2つの法律の運用において生じる本来的な抵触」について論じた先行判例に言及している。

社名と登録商標の間に生じる抵触がケニアにおいて論議の的となっていることも、指摘するに値する。数年前にケニア会社法が改正された結果として、登録商標と同一の社名は当該商標の権利者が当該社名の登録に同意していない限り拒絶されるという意味で、商標が社名に優越することが今や明らかになっている。それゆえ、ケニアで営業する企業は、自社商標をケニアに登録することが望ましい。

南アフリカ — 著作権に関する希少な判決

南アフリカ最高裁判所（SCA）が著作権に関する判決を示すのは比較的珍しいことである。そのため、*Tellytrack v Marshalls World of Sport (Pty) Ltd and others (971/2018) (2019) ZASCA 153* の事案で最近示された判決は、ここで多少論じるだけの価値がある。ただし、この判決は特定の分野に極端に特化した事実関係を扱ったもので、著作権法の中でもかなり狭い分野を対象としている。

この訴訟の原告である **Tellytrack** は、サーキット運営業者とスポーツ賭博業者から構成されるパートナーシップである。原告は、原告が特定のシネマトグラフィームについて所有している著作権を様々なブックメイカーが侵害している、と主張していた。その主張によれば、これらブックメイカーは、南アフリカのデジタル衛星テレビサービス（**DSTV**）の競馬専門チャンネル（チャンネル **239**）で放映される自分たちの番組の中で、国内競馬および国際競馬のイベントを公衆にライブで提供することにより、原告の権利を侵害したという。実はこのチャンネルは **Tellytrack** が所有しているものである。

Tellytrack が世界各地（南アフリカを含む）の競馬場から素材となるテレビ映像を入手していることが証拠により示された。南アフリカ国内の競馬場の場合、**Tellytrack** は制作チームを競馬場に派遣し、屋外の中継車から撮影させていた。**Tellytrack** が素材の映像の編集作業や画像の追加を行い、出来上がった映像は **DSTV** の本局に送信され、チャンネル **239** で放映されることになる。

ブックメイカー各社の抗弁は、自分たちの番組で放映しているのはシネマトグラフィームではなく放送された映像であり、画像をフィルム上に固定したり保存したりはしていない、というものであった。ブックメイカーたちが放映しているのは実際にはシネマトグラフィームである、と最高裁は判示した。この用語は著作権法によって以下のように定義されている：「何らかの機械装置、電子工学的装置、その他の装置とともに使用した場合に、動画として視認され、再生が可能であり、かつフィルムに付属するサウンドトラックに録音された音声を含む一連の画像が、何らかの手段によってフィルムその他の素材に最初に固定されたもの。」

最高裁は次のように述べている：「被告らの営利放送番組の中で公衆が視聴しうるものは主要な競馬イベントを構成する動画として視認される一連の画像である……それらの画像およびその他の画像（スタジオインタビューやコンピュータプログラムによって表示されるすべての項目のオーバーレイを含む）が、前述の機会に実施された録画作業によって素材の形態に変換されたものであることは明白である。」

最高裁は結論を示すに当たって任天堂に関する南アフリカの有名な先例に言及している。この判例で裁判所は、テレビゲームは「シネマトグラフィーム」の要件を満たしているとの判断を示していた。前にも述べたように、この判決はあまり一般的でない極めて特化した問題を扱ったものである。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 49

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。